

日本中國學會報 第七十五集
二〇二三年十月七日 發行 抜刷

秦律令の地域性と「新地」の統治

柿沼陽平

秦律令の地域性と「新地」の統治

柿沼陽平

はじめに

秦は天下統一の過程で六國を滅ぼした。では秦は、征服直後の舊六國民をいかに支配したのか。舊來の秦民と同様に扱ったのか。さもなくば、具體的にいかなる法律をもつて舊六國民を扱ったのか。秦は從來、實定法を優先する法家の思想をふまえて嚴格な法治を試み^①、それがかえって民衆の反發を招いたといわれてきたが、秦は舊六國民に對しても一律に嚴しい法治を試みたのか。

これらの點に關して、舊六國民（とくに舊楚民）に對する統治方法にじつは時代差があつたと指摘したのが工藤元男氏である。工藤氏は、睡虎地秦墓から律令と「日書」（古い文書）とが同時に出土した點に注目した。そして當該墓主が地方官吏である點や、傳世文獻において舊楚地が巫風濃厚とされていた點をふまえ、戰國後期の秦の地方官吏は「日書」をつうじて楚地の巫風を觀察しつつ、舊楚民の法治を試みたとする。また睡虎地秦簡に楚文化の痕跡が見出されるとし、これも秦が楚文化に柔軟に對應した證據だとみる。だが一方で、秦は昭王四九年（前二五八年）から法治主義的傾向を強めたとも指摘し、秦王政

二〇年（前二三七年）の紀年を含む睡虎地秦簡「語書」において在地社會の「郷俗」が「惡俗」だと指彈されている點を挙げ、一元的法支配は秦王政二〇年頃にさらに強まったのだと結論づけている^③。

以上の工藤説は、秦の支配地に對する「法と習俗」のダイナミズムの解明を圖つた畫期的研究であつた。ほかにも工藤氏は、秦が「内史」の官制再編を通じて「故秦」（咸陽を中心とする秦固有の支配領域）の支配を強化し、「都官」の設置を通じて宗室貴戚の舊邑を取り込み、舊六國民を「新たな秦人」として編入する法律を整備したとのべ、秦による中央集權化の過程を跡づけようとした。

工藤氏が行論上とりあげた「内史」「都官」「屬邦律」「日書」等は、その後、學界において秦漢史研究に缺かせぬ要素であると廣く認識されるに至り、史料の増加とともに、それぞれ議論の的となつた。また「日書」に類する史料は、いまや戰國時代の秦簡のみならず、戰國楚・統一秦・前漢時代の簡牘にも含まれていることが確認されており、その占辭内容が秦や楚の時代性・地域性をどれほど反映しているか、「日書」の起源はどこか（そして卜筮祭禱簡との關係）も、耳目を集める問題となつている^④。こうして國內外の秦律令研究や「日書」研究が専

門化し、新史料も續々と公開されるなか、秦の舊六國民支配に關しても深掘りすることが可能となりつつある。

ここで注目すべきが、嶽麓書院藏秦簡（以下、嶽麓簡）である。嶽麓簡は、湖南大學嶽麓書院が二〇〇七年一月二月に香港の骨董市場で購入した簡牘と、二〇〇八年八月に所藏家が嶽麓書院に寄贈した簡牘の總稱である。嶽麓簡はみな同一の秦墓から出土したとも、發掘狀況が明白でなく疑問が残るともいわれている^⑤。たしかに骨董市場で購入された簡牘群には絶えず眞偽問題がついてまわるものであり、その鑑定と利用には慎重さが求められる^⑥。ただし嶽麓簡に關しては、陳松長氏の簡報發表以降、簡牘圖版といくつかの譯注も刊行され^⑧、その史料的人格はいまや次のように理解されるに至っている。すなわち、嶽麓簡は統一秦前後の史料で、複数の篇よりなる。とくに圖版本の肆卷・伍卷・陸卷・柒卷には秦律と秦令の斷片が收録され、「秦律令」と總稱されている、と。つまりそれらは、戰國末期に關する絶好の史料なのである。

そこで本稿では、當該史料を活用し、秦の舊六國民に對する法的支配の實態について検討し、改めて秦が舊六國民に對して機械的かつ一律に法を適用していたのか否かを闡明する。もちろん、各地方官吏のなかには、既存の實定法に獨自の法解釋を加える者や、恣意的に法をねじ曲げる者もいたはずであるが、本稿ではむしろ、律令の制定過程を検證しつつ、律令の條文自體に地域性があつたか否か（とくに舊六國民に對する柔軟性の有無）に焦點を絞りたい。

第一節 秦律・秦令をめぐる論争

秦律令の制定過程に關しては、睡虎地秦簡「秦律十八種」以降の出

土法制資料にも關わる形で、すでに論争がある。しかも傳世文獻には、春秋時代以前に刑鼎（成文法を鑄込んだ鼎）が鑄造されたとあり、つぎに戰國時代に魏・李悝「六律」が編纂され、秦・商鞅がそれをふまえて變法し、漢初に改めて蕭何「九章律」が編纂されたとあり、これらが争點を一層複雑なものとしている。本節ではまずその學說史を整理する。

かつて淺井虎夫氏は、李悝「六律」を中國法典編纂史の起點に据え、それは「刑典」に基づくもので、犯罪・刑罰に關わる内容であつたと推測した^⑨。また中田薫氏は、蕭何以前に刑書（恆久的に公示される刑法典を鑄込んだ鼎）と令（のちの詔。懸札形式で隨時告知された單行令で、科刑處罰を主とする禁止的刑罰法規）が並存していたと論じた^⑩。兩氏の見解には相異もあるが、いずれも刑法典の存在が戰國時代に遡ると推測している點では共通している。

ところが、一九七〇年代に睡虎地秦簡が出土すると、そこに具體的な秦律の條文がみえ、そこに刑法のみならず、行政法規も含まれていたことから、秦律研究はさらなる飛躍を遂げた。まず季助氏は睡虎地秦律と商鞅六律との類似性を指摘した^⑪。日本でも古賀登氏などが、李悝から商鞅、そして睡虎地秦律へという流れを想定した^⑫。さらに大庭脩氏は、睡虎地秦簡に商鞅六律の痕跡が見出され、かつ商鞅六律以外の律も含まれているとし、後者は商鞅以降の追加法であつたとした^⑬。一方、池田雄一氏は秦律が本來王室直轄地を中心とする管理規定で、その運用は縣に委ねられていたとした。だが縣が王室直轄地を管轄する部局から全國の行政單位へ發展したのに伴い、秦律は「王室の家法」から「國家法」へ發展し、「秦律十八種」はその過渡期の產物であつたとした^⑭。また池田氏は、戰國以前に刑法典が成立したとし、

「秦律十八種」を刑法典の補完物と捉えた。以上の諸研究はみな傳世文獻と出土文字資料との整合性を追求する試みで、戰國時代に「律典」「刑典」が存在し、「秦律十八種」(少なくともその一部)をその繼承物と捉えるものであつた。その際に「律令に地域差がありうるか」「律と令の違いは何か」はまだ争點となつていなかった。

これに對して堀敏一氏は、「秦律十八種」が「令」とよばれる單行法令を基礎とし、「令」が收集・分類されて「律」(「六律」とその他の追加法を含む)になり、かくして田律・倉律等の名稱が生まれたとする。そしてそれは、商鞅「六律」に後から追加されたものだったとする。⁽¹⁶⁾

また滋賀秀三氏は、魏晉以前にはそもそも刑法典と非刑法典との區別が明瞭でなく、「律」「刑法典」・「令」「非刑法典」との認識もなく、「一時期に一つ作られ、廢止はありえても、部分修正はされない法典」としての律典・令典は存在しなかつたとする。そして戰國秦・統一秦には單行法令の「律」「令」(兩者の違いは不明)があり、「秦律十八種」をその例と捉える。⁽¹⁷⁾ 以上の堀・滋賀説は、「秦令」「單行法令」とする中田説をふまえ、しかしそれと同時に、秦律の主眼を刑法典だと安易に斷定することなく、秦令と秦律の關係に新たな光を當てたものであつた。ただし兩氏は戰國秦の「六律」の存在を疑わず、戰國時代には法典(六律)と單行法令が並存していたとみており、この點がのちに廣瀨薰雄氏から批判を受けることになった。

その後、發布後の秦令にどこまで編集の手が加えられたかをめぐつては、研究者間に見解の相異が生じた。たとえば宮宅潔氏は秦代について、皇帝の命令に分類・整理の手が加えられ、「事項別に分類された詔令集」としての「令典」が早くも登場したとする。⁽¹⁸⁾ 一方、陶安あんど氏は、漢代における律典・令典の存在に疑義を呈し、廣瀨薰雄氏

はその議論をさらに發展させ、次のように論じている。

すなわち、『史記』卷六秦始皇本紀には秦の天下併合時に「命爲制、令爲詔」とあり、里耶秦簡(8456)にも「以王令曰以皇帝詔」「承令曰承制」とある。つまり戰國秦の「令」は統一秦の「詔」にあたる。漢は秦制をそのまま繼承したので、漢の「令」も統一秦の「詔」にあたる。漢令は、①干支令(甲・乙・丙の干支を有する令。たとえば令甲、令乙)、②掣令(官署や郡縣名を冠する令。たとえば廷尉掣令)、③事項別

令(のちの唐令の編目に類した事項別の名稱をもつ令。たとえば田令)に分類でき、③はさらに二つ(多くの條文を内にふくむ汎稱と、ひとつの令文の略稱)に分類できる。①②③はみな發布順に編號を付して整理された「單なる詔の蓄積」で、令典は存在しない。⁽²⁰⁾ 戰國秦漢時代の「律」も單行法令で、「令の中の規範的效力を有する部分」をさし、律は詔令中に取り込まれることによって、はじめて效力をもつ。⁽²¹⁾

以上が廣瀨説の骨子である。富谷至氏も、秦における律典・令典の存在に疑義を呈し、魏新律や晉秦始律令以前の「律」と「令」とは對立的存在ではなく、むしろ「令」は「詔」そのものであり、「令」「詔」には刑罰規定・非刑罰規定・追加法規が含まれたとする。そして「令」から規定を抜粋して恆常的・普遍的な成文法としたものが「律」だとする。⁽²²⁾ そのうえで「一時的、一過性をもつ令とは異なり、律の内容は恆常性をもつ」とのべ、「秦および漢初にあつては、律はいまだ法典といえる法形式を有していなかった……」。個別篇名のもとに關連條文が順番に整理されていたことは確かであるが、各篇がさらに固定した順番を備えた法令集、つまり法典がすでに成立していたかは、極めて疑わしいとする。⁽²³⁾

その後、秦令が保管段階でどれほどの編纂を経たかにはさらなる異

論も出されているが、秦代に律と令があり、秦令が單行法令を起點とする點は通説化している。また「戰國秦の令Ⅱ統一秦以後の詔」である點や、「令」のなかに「律」が含まれうる點も有力視されている。

すると、ここで改めて問題となるのが、秦律・秦令に地域差があったか否かである。もし秦律・秦令が單行法令よりなるならば、單行法令は個々の具體的事案に關して發布されるものゆえ、その内容には地域差があつて不思議はない。もつとも、從來その點はあまりはつきりとは問われてこなかつたように思われる。とくに秦律に關して、たとえば工藤氏は「秦律十八種」を故秦にも占領地にもひとしく適用されるべきものだったとする⁽²⁵⁾。一方、江村治樹氏は「秦律十八種」を縣・都官内部の關連條文とし、各律の成立には先後關係（「六律」に類似しない箇所は商鞅以前の古法に基づく）があり、秦律は元來秦の内史地域（關中）を對象とし、のちに他郡でも準用されたとする⁽²⁶⁾。兩説の對立はいまも続く⁽²⁷⁾。だが兩説は、秦律の背後に一元的法支配の理念があつたとみている點では同様である。

しかし、かりに秦律・秦令に地域性があつたとすればどうか。なるほど、秦が内史地域から擴大し、やがて支配地域を郡縣化した以上、内史關連律令が先行的に作られはじめたのは確實である。だがそれならば、全ての内史關連律令は他郡關連律令以前に制定され、他郡關連律令は全て内史關連律令の單なる摸倣物にすぎなかつたのか。要するに秦律令に關しては、その内容に地域差があつたか否かという點が、保管時の秦令にどこまで編集の手が入つたのかという點とともに、なお大きな問題として残されているのである。以下、これらの問題を史料に即して検討したい。

第二節 秦律令の編纂と準用

秦律令の保管時に編集の手が入つたか否かを調べるさい、まず注目すべきは嶽麓肆である。既述のごとく、嶽麓簡の圖版本の肆卷・伍卷・陸卷・柒卷には秦の律令が含まれている。ここでいう嶽麓肆とは「嶽麓十肆卷」の意である。なお引用文中の「■」や「●」は原簡にみえる記號で、「【】」は文脈・内容から文字を補つたこと、「（）」は直前の文字を読み替えたこと、「へ」は直前の誤字を訂正したことをさす。

■内史郡二千石官共令 第甲（第三〇七簡）

本簡以外に、「内史郡二千石官共令」の「第乙」（第三二八簡）、「第丙」（第三四〇簡）、「第丁」（第三三三簡）、「第戊」（第三二二簡）、「第己」（第三三〇簡）、「第庚」（第三二七簡）の例もある。「共令」の意味に關しては論争があり、凡國棟氏は「多くの官署に適用されてともに従う令」とし、それと「挈令Ⅱ一つの官署・一つの地區等のみで適用される特令」とを區別する⁽²⁸⁾。廣瀬氏も前掲令を「内史と郡二千石官が共通して用いる令」の意とする。一方、陳松長氏や南玉泉氏は嶽麓簡に「内史官共令」「食官共令」「給共令」とあり、複数の官名を冠していないことから、「共」を「供」（提供の意）に読み替え、官署が専門に用いるべき令をさすとする⁽²⁹⁾。「共令」直上に官名の省略がある可能性もあるため、なお兩説の是非を論ずるのは困難と思えるが、ともかく前掲簡は内史・郡二千石官に關わる令であらう。

これをふまえて注目すべきが次の嶽麓肆である。これは前掲簡と同じ「共令」で、「廷」⁽³⁰⁾にも關係する。

■廷内史郡二千石官共令 ●第己□ ●今辛（第三五三簡）

■廷内史郡二千【石】官共令 ●第庚 ●今壬（第三九〇簡）

問題は、これらがもともと「第己」「第庚」に属し、のちに「辛」「壬」に再編されている点である。しかも「今辛」「今壬」の字體は他と異なる。よって陳松長氏は近年、秦令が一定の編纂を経たのちに保管されていたとの説を提唱している。たしかに次の嶽麓陸（第六三簡）も、戊令がのちに庚令に再編されたことをしめす。

■廷内史郡二千石官共令 ●戊 ●今庚。

また嶽麓陸（第二二七簡）も、「卒令乙八」が「令辛」でもあった可能性を示唆する。

●御史・丞相・執灋以下有發徵及爲它事、皆封其書、毋以傲（傲）。
不從令貲一甲。 ●卒令乙八 ●令辛（●御史・丞相・執灋以下、發徵及び它事を爲すこと有らば、皆な其の書を封じ、傲を以てする毋かれ。令に従わずんば貲一甲とせよ。 ●卒令乙八 ●令辛）。

これらは、秦令が存在し、一定の編纂を経て保管されたことに加え、統一秦前後の令がいったん編纂されたのち、再度の編纂を経る場合があり、令名中の十干・數字が時系列順に並ぶとは限らないことをしめす。これは次の点からも窺える。

すなわち、令名中の十干・數字に關しては從來さまざまな説があった。とくに廣瀨氏は秦令を、①干支令、②掣令、③事項別令に大別し、①は「皇帝のもとで（例えば尙書のような皇帝の私的機關において）保管されていた詔書集」、②は各官署が執務用に保管している詔書のうち、よく使用するもののダイジェスト版だとする。また各官署は複数の部署よりなり、部署単位で保持したのが③だとし、ゆえに同一の令が②③を兼ねる場合もあったとする。たしかに「廷内史郡二千石官共令」と「第己」とが同一簡上に併記された前掲例をみると、①②③は別々

の令に付與された名稱でなく、同一の令に對する別々の呼稱たりうるので、この點で廣瀨説は正しい。ただし、前掲簡では「共令」の語のあとに干支名が續いており、つまり②③の後に①が附記されたことになり、同様の例は他にもあるので、①を皇帝のもとでの分類とする點はやや疑問である。むしろこの場合の干支名は②③の細目のようにもみえる。現に、嶽麓柒（遺漏簡1520+CI4-3正）に、

■内史二千石官共令 ●凡七篇

とあり、嶽麓伍（第九九簡）に、

□第甲・戊・己・庚四篇。

とあり、「内史二千石官共令」は七篇よりなり、そのうち四篇は「甲・戊・己・庚」であつたかのごとくである。すると①②③の關係性については再検討の餘地もあるかもしれない。ともかくここでは、①②③が各々別々の基準に基づく分類であり、①②③が別々の令に付與された名稱でなく、同一の令に對する別々の呼稱たりうる點だけを確認しておきたい。これより、令名中の十干名や數字が時系列順に並ぶ必然性はなく、それらはきれいに連動しているとも限らないと考えられる。

なお既述の通り、現在は、「令」の文章中に「律」が含まれ、かつ秦の天下統一時に「令」は「詔」に更名されたとする説が有力だが、それならば統一秦や漢の簡牘中の「令」とは何か。南玉雲氏や王牧雲氏は嶽麓簡を引用しつつ、統一秦の「令」と「詔」を別物とする^{②③}。筆者も、王氏の所引史料に加え、たとえば嶽麓柒（第一九六簡）に「如詔・律・令」、嶽麓陸（第一四九簡）に「有它詔・令」とあるため、「律」「令」「詔」の三者には相異點があり、「令」には「詔」の範疇に含まれない側面があつたと考える。

以上をふまえ、律令の地域性に關して検討してみよう。まず各律令

の制定時期に先後の別があり、内史關連律令が先行する事例があることは、嶽麓伍（第一八八～一八九簡）より確認できる。

●十三年三月辛丑以來、取（娶）婦・嫁女、必參辨券。不券而訟、乃勿聽、如廷律。前此令不券訟者、治之如内史律。●謹布令、令黔首明智（知）。●廷卒□（●十三年三月辛丑以來、婦を娶る・女を嫁すには、必ず參辨券せよ。券せずして訟せば、乃ち聽く勿く、廷律の如くせよ。此の令より前に券せずして訟する者は、之を治すること内史律の如くせよ。●謹みて令を布き、黔首をして明知せしめよ。●廷卒□）。

これは秦王政一三年三月に實施された令で、結婚時に雙方の家と官府の三者が「參辨券」を分割保有し、それなくば官府は關連訴訟を受理しない意である。當該令の名稱は「廷卒□」で、文中に「如廷律」とあり、「廷律」が先行して存在した。問題は、當該令の制定（秦王政一三年三月）以前に「參辨券」なき夫婦が訴訟を起こした場合、「内史律」に準據して處理すべき旨が付記されていることである。これは、律令の作成順序として、まず「内史律」「廷律」があり、のちに「廷卒□」が策定されたことをしめす。

なお嶽麓柒所見の「内史」は全て「郡」と並列關係にあるので、官名でなく行政區畫をさす。たとえば嶽麓柒（第三三簡）に「内史及郡」とあり、内史と郡が並列關係にある。また後掲嶽麓柒（第三二～第三三簡）では屬邦と内史が並列關係にある。ゆえに内史は特定の行政區畫をさす。

では、内史關連律令は例外なく先行していたかといえば、そうとは限らない。たとえば嶽麓肆（第二九七～三〇〇簡）は秦王政二〇年二月の内史地域の里に對する令で、末尾に「内史戸曹令 第甲」とある。これは前掲嶽麓伍（第一八八～一八九簡）より遅い。つまり内史關連律

令は戰國末にも次々と追加されていたのである。

また既存の律の文字も適宜更改された。たとえば「秦律十八種」置吏律（第二四～二五簡）には、

縣・都官・十二郡免・除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免・除、盡三月而止之。其有死・亡及故有夫（缺）者、爲補之、毋須時。置吏律（縣・都官・十二郡、吏及び佐・羣官屬を免・除するや、十二月朔日を以て免・除し、三月を盡して之を止めよ。其し死・亡する、及び故と缺有る者有らば、爲に之を補し、時を須つ母かれ。置吏律）。

とある。これは、戰國秦の統治郡數が「十二」だった時期の律で、秦王政五年以前、昭襄王晩期、もしくははぼ莊襄王期（少なくとも始皇帝即位前）とする説があり、「十二」を實數とせず、秦の聖數とする説もある。⁽³³⁾ 一方、嶽麓肆（第三二〇～三二一簡）にははぼ同文がみえ、「十二郡」を「郡」に作る。この更改は、秦の天下統一に伴い、當該律が諸郡に對する總則に變化したことをしめす。

以上によれば、秦ではまず内史地域向けの律令が作られはじめ、のちに他地域に關する律令も作られはじめたと考えられるが、これは前者完成後に後者が制定されたことを一律に意味するわけではない。前者も後者も終わりなき作業で、戰國末には内史地域・他地域を問わず、律令の追加・更改が續けられた。また令は單行法令として出されたが、それはたんに時代順に干支名・番號が付され、そのまま保管され續けたわけではない。令には干支名・部局名・事項名・名稱や番號が附され、それらは別々の基準に基づく分類で、別々の令に付與された名稱でなく、同一の令に對する別々の呼稱たりえた。一部は甲乙丙等に分類され、ひとたび甲とされた令も、のちに乙や丙に再編される場合があった。このようにして秦律令は絶えず變化をしていたのであり、そ

ここに地域性の生じる餘地があつた。以上をふまえ、つぎに征服直後の地域に對する臨時法の位置づけを闡明したい。

第三節 「新地」に對する秦令

睡虎地第四號墓出土秦牘等にはかねて「新地」の語がみえることが知られている。また嶽麓簡や里耶秦簡には「新」字を含む律令が散見し、新規編入地に對する例外規定とみられる。そこには「新黔首」や「新地吏」といった語があり、すでに于振波氏の研究がある⁽³⁴⁾。その論旨は以下の通り。

秦は惠文王や昭襄王のころ、新たに敵國を侵食するたび、もとの住人を追い出して土地や城郭を接收した。より一般的には、赦免した罪人や、一般の秦民を征服地に遷す方法も採られた。人びとは爵を代價に集められ、もしくは召募され、さらには「謫發」(強制徵發)された。かくして征服地には「新地吏」「新黔首」がいた。「新地吏」は「秦が新占領地區で任命した官吏」で、その私的隨從者に「舍人」がおり、しばしば職務を代行した。また「新黔首」は「新たに秦に併合された地域の居住民」であつた。「新地吏」の「新黔首」に對する不法な經濟的收奪はとくに禁じられていた。縣令・縣丞は、屬官が「新黔首」を罵倒・毆打しないよう監督する責任があつた。また一年間のうち三ヶ月以上病缺した「吏」は「免」(罷免)され、回復後に「新地吏」とされ、もしくは邊戍とされ、そこでミスをして「廢黜」された者は、「新地吏」として處罰された。

これより于氏はこう結論づける。『史記』卷七項羽本紀によれば、楚漢戰爭直前にも秦民と舊六國民の間には確執があり、前者の後者に對する差別があつた。ゆえに秦は「新地吏」の「新黔首」に對する搾

取を防ぐとした。だが「新地吏」は、「新地」出身者に限らず、故秦出身の官吏の罷免・廢黜對象者が任命されることもあり、彼らは「新地」支配に悪影響を與え、これこそ秦が短命に終わった一因である、と。

于振波論文は二〇〇九年に發表され、當時はまだ嶽麓簡の整理が未了で、于氏は斷片的に關連簡を擧げているにすぎないが、いち早く「新地吏」「新黔首」の意味に着眼した點は鋭い。その後、「新地」に關しては、おおむね關中(ほぼ故徵内)以外の地域(關外)をさすとする説⁽³⁵⁾、秦王政五年以後の編入地とする説⁽³⁶⁾、時期に應じて「新地」の地理的範圍は變化したとする説⁽³⁷⁾、秦王政一六年〜一七年以後の編入地とする説⁽³⁸⁾、秦王政即位後の編入地とする説⁽³⁹⁾、秦王政一七年(韓を滅ぼして潁川郡を設置した年)以後の編入地とする説が提出され、現在もなお學說の一致はみられない。そこで本節では嶽麓簡をふまえて關連簡を今一度檢證してみたい。

まず「新」字が征服直後の地域に冠せられている點は確實である。しかもそれは荊楚の地域をふくみ、たとえば嶽麓柒(第一八〜二〇簡)に「荊新地」の語がみえる。だが「荊」以外にも「新地」に含まれ、後述するように、遼東地方を「新地」とよぶ例もある。また嶽麓柒(第二一〜二三簡)に「新地遠郡」の語がみえ、「新地」には遠郡と近郡の區別があつた。

ところで嶽麓簡には統一秦前後の律令が含まれ、ゆえに「新地」が統一前の語か統一後の語かは一見判然としない。そこで嶽麓伍(第三〇〜三二簡)をみると

廿(二十) 六年正月丙申以來、新地爲官未盈六歲、節(卽)有反盜、若有敬(警)、其吏自佐史以上、去徭使私調之、它郡縣官事

已行、皆以彼（被）陳（陣）去敵律論之。吏遣許者、與同皐。以反盜・敬（警）事故繇使、不用此令。●十八（二十六年正月丙申以來、新地に官と爲りて未だ六歳を盈たず、即ち反盜有る、若しくは警有り、其の吏の佐史より以上、徭使を去りて私に之を謁げ、它的郡縣の官事、行なうを已めば、皆な被陣去敵律を以て之を論ぜよ。吏の遣りて許す者は、與同皐とせよ。反盜・警事の故を以て繇使するは、此の令を用いず。●十八）。

とある。これによれば秦王政二十六年正月以來、「新地」で官吏となつて六年間未滿の者（とくに佐史以上）は、「反盜」や「有敬（警）」といった緊急事態の發生時に眼前の仕事から離れたならば、「彼（被）陳（陣）去敵律」によつて處罰された。これは、「新地」がなお「反盜」や「有敬（警）」の危険にさらされていたことをさす。ここで本條をみると、秦王政二十六年の六年前から「新地」で官吏となつた者を主語としており、ゆゑに本條の「新地」は秦王政二〇年以前に吸收合併された土地をふくむことになる。當時はまだ代・燕・魏・楚・齊などの國が生き残つてゐる状態で、「新地」は楚等から部分的に奪つた地域をさすのであらう。

一方、嶽麓伍（第三九、四四簡）には、

●新地吏及其舍人敢受新黔首錢財・酒肉・它物、及有賣買段（假）質資於新黔首而故貴・賦（賤）其賈（價）、皆坐其所受及故爲貴・賦（賤）之賊（贓）・段（假）質費・資息、與盜同灋。其貫買新黔首奴婢・畜產及它物盈三月以上而弗豫錢者、坐所貫賈（買）錢數、亦與盜同灋。學書吏所年未盈十五歲者不爲舍人。有能捕犯令者城旦皐一人、購金四兩。捕耐皐一人、購金一兩。新黔首已遺豫之、而能捕若告之、勿皐、有（又）以令購之。故黔首

見犯此令者、及雖弗見、或告之、而弗捕・告者、以縱皐人、論之。●廿（二十）一（●新地吏及び其の舍人、敢えて新黔首より錢財・酒肉・它物を受け、及び新黔首より賣買假質資する有りて故に其の價を貴・賤せば、皆な其の受くる所及び故に貴・賤を爲すの賊・假質費・資息に坐し、盜と同灋とせよ。其し新黔首の奴婢・畜產及び它物を貫買して三月以上を盈たすも錢を豫えざる者は、貫買する所の錢數に坐し、亦た盜と同灋とせよ。書を學ぶの吏、年する所未だ十五歳を盈たさざる者は舍人と爲さず。能く犯令者を捕うる有りて城旦皐一人ならば、購金四兩とせよ。耐皐一人を捕らえれば、購金一兩とせよ。新黔首、已に遣りて之を豫え、而るに能く捕う、若しくは之を告げば、皐する勿く、又た令を以て之を購え。故に黔首、此の令を犯す者を見、及び見ずと雖も、或いは之を告し、而して捕・告せざる者、以て皐人を縱せば、之を論ぜよ。●二十一）。

とある。これは、「新地吏及其舍人」が「新黔首」から「錢財酒肉它物」を受けとつたときや、賣買・質貸等の取引を通じて不法行爲をしたときに、竊盜罪相當とする「令」である。文末に「廿一」とあり、何らかの「令」の第二一條に相當するのであらう。文中の字に注目すると、「假」意の「段」字、「貸」意の「資」字がみえる。別稿で論じたように、これらは統一秦以前の用字傾向である。さらに「法」を意味する「灋」字、「罪」を意味する「皐」字が登場し、これらも統一秦以前の用字傾向である。しかしその一方で、やはり別稿で論じたごとく、「賣」字の登場は統一秦期のことである。よつて少なくとも本條は統一秦以前の條文を基礎とするもので、統一秦期にも繼續的に用いられ、しかし現場の地方官吏がそれを轉寫するさいに部分的に用字を誤まつたものと考えられる。すると「新地」の語も統一後になお使

用される表現だったことになる。

このように「新地」は統一の前でも後でも使用可能な概念であった。では故秦以外の地は全て「新地」とされたのか。問題は、特定地域に關する秦律令の存在である。たとえば嶽麓柒（第六〇簡）に、

●南陽・南郡有能得虎者、一虎賜千錢。●御史移曰「入皮・肉縣官、其不欲受錢、欲除繇（徭）戍、如律令」（●南陽・南郡に能く虎を得うる者有らば、一虎ごとに千錢を賜う。●御史移りて曰く「皮・肉を縣官に入れ、其し錢を受くるを欲せず、徭戍を除くを欲せば、律令の如くせよ」と）。

とある。本文前半は南陽郡と南郡に對する秦令、後半は御史が下した補足文書の一部であろう。また嶽麓柒（第六三簡）に、

●自今以來、敢有盜取蜀・巴・洞庭犀牛者、黥爲城旦舂。●六（●今より以來、敢えて盜に蜀・巴・洞庭の犀牛を取る者有らば、黥して城旦舂と爲せ。●六）。

とあり、これは、蜀郡・巴郡・洞庭郡で勝手に犀牛を捕獲した者に對する罰則である。南陽郡・南郡・蜀郡・巴郡・洞庭郡は故秦地域外で、蜀郡・巴郡は前三一〇年に、南陽郡は前二七二年に、南郡は前二七八年にそれぞれ秦に編入された地域である。洞庭郡の設置時期は不明だが、里耶秦簡以前の史料にみえない點や、南郡以南に位置する點から、前二七〇年代以降に設置されたとみられる。すると、これらの地域は前二七〇年以前に「新地」だった可能性が高い。にもかかわらず前掲條文で個別の郡名が擧げられているのは、當時すでにこれらの地域が「新地」でなくなっていたか、個々の郡縣と「新地」とが別次元の概念だったからであろう。實際に嶽麓柒（第一一四簡）には「巴蜀」への「遷輸」と「當戍新地」とが兩方みえ、兩者は同義でない

わかる。おそらく秦律令には「新地」に對する規定がある一方で、特定郡縣に對する規定もあり、當時の人びとにとって、兩概念は矛盾なく並存していたのであろう。

以上によれば、戰國末の秦律令には「新地」向けや、特定の郡縣（新地を含む）向けがあつた。新舊がいつ變更されたかは不明だが、前掲嶽麓伍（第三〇〓三三簡）は、「新地」を擔當して六年未滿の官吏を主語とする。すると新舊の轉換點は特定の年（たとえば秦王政〇〇年）に求められるのではなく、つとに一部の先學も推測するように、編入直後の地域は「新地」とされ、一定期間を経過すると、非「新地」化したのであろう。

第四節 戰國末の秦の舊楚地支配

以上によれば、戰國末の統一秦の律令には地域差があり、秦は必ずしも一元的法支配をすぐに強引に貫徹させようとしていたわけではなかった。では征服地間の法的支配にはどれほどの差異があつたのか。そこで注目されるのが嶽麓陸（第三二〓三五簡）である。

中縣史學童、今茲會試者凡八百卅（四十）一人。其不入史者百一十一人。●臣聞「其不入者、秦抵惡爲吏、而與其□□徭事故爲詐、不冑（肯）入史、以避爲吏」。爲詐如此、而母罰、不便。●臣請「令秦史遣以爲僚（遼）東縣官佐四歲、日備免之。日未備而有罍（遷）臯、因處之僚（遼）東。其有耐臯、亦徙之僚（遼）東、而皆令其父母・妻子與同居數者從之、以罰其爲詐、便」。●史學童死請。制曰「可」。●廿（二十）九年四月甲戌到胡陽。●史學童詐不入試令。・出廷丙廿（二十）七（中縣の史學の童、今、茲に會試する者は凡そ八百四十一人。其の史に入らざる者は百一十一人。●臣聞

く「其の入らざる者は、泰^{たい}抵^{てい}吏と爲るを惡^{にく}み、而して與其□□徭事故爲詐、肯えて史に入らずして、以て吏と爲るを避く」と。詐を爲すこと此の如く、而るに罰すること母くば、不便なり。●臣請う「秦史をして遣りて以て遼東縣の官佐と爲さしむること四歲にして、日備わらば之を免ぜよ。日未だ備わらず、而して遷^{うつ}有らば、因りて之を遼東に處らしめよ。其し耐^た有らば、亦た之を遼東に徙し、而して皆な其の父母・妻子と同居の數めらるる者をして之に従わしめ、以て其の詐を爲すものを罰せば、便ならん」と。●臣、昧死して請う。制して曰く「可」なり。●二十九

年四月甲戌、胡陽に到る。●史學童詐不入試令。●廷丙二十七より出づ。本文は、「中縣」(後述)の史學童のうち、「會試」受験者に關するものである。受験者八四一名のうち、不合格者は一一一名だが、不合格者はじつは意圖的に「吏」となるのを忌避した者で、本來處罰すべきである。そこで彼らを四年任期の「遼東縣官佐」とし、任期滿了以前に罪を犯せば、相應の罰則を與えることとする。これは皇帝の裁可を受けている。文中の「遼東縣」は遼東半島付近であろう。すると秦王政二五年に、秦は遼東を攻めて燕王喜を捕らえているので、本文は秦王政二五年以後のもので、實際に文中では皇帝の命令が「制」とよばれ、「制」は統一以後の用語である。よつて文中の「廿九年四月」は始皇二九年(前二二八年)四月をさす。

ここで本文冒頭をみると「中縣」の語がある。この語は嶽麓肆(第二四・二五簡)にもみえる。

……●亡不仁(認) 邑里・官、毋以智(知) 何人毆(也)、中縣道官詣咸陽、郡【縣】道詣其郡都縣、皆毆(繫) 城旦舂。……(……) ●亡げて邑里・官を認せず、以て何人なるかを知る母くば、中縣道官は咸陽に詣^{いた}し、郡縣道は其の郡都縣に詣し、皆な繫城旦舂とせよ。……)。

これは、ある罪を犯した者が捕らえられ、本籍地や所屬官署が不明の場合、「中縣道官」が捕らえた者は咸陽、「郡【縣】道」が捕らえた者は「其郡都縣」に送る意である。「中縣道官」と「郡【縣】道」、「咸陽(首都)」と「其郡都縣」が對比關係にあることから、「中縣道」は咸陽一帯を含む範圍をさす。京大班は本條に付注し、「二年律令」(第二三・二五簡、第五一五簡)や、『漢書』韓安國傳とその顏師古注を引用し、「關中の縣・道の官」とする。⁽⁴⁾正しい例示であるが、「關中」の定義はやや不明瞭である。なぜなら秦漢時代の「關中」は、東の函谷關・南の武關・西の散關・北の蕭關に圍繞された範圍とも、⁽⁵⁾巴蜀を含む範圍ともいわれ、東境以外がいまいち判然としないからである。また京大班は唐・顏師古注を擧げるが、秦代と唐代の「關中」が完全に一致するかも不鮮明である。しかも京大班所引『漢書』韓安國傳顏師古注に、

中、關中也。一說謂京師爲中。猶言中國也(中、關中なり。一說に京師を謂いて中と爲す。猶お中國を言うがときなり)。

とあり、「中」關中」説と「中」京師」説が併記され、「中」は「關中の縣・道の官」でなく、「京師一帯の縣・道」に限定される可能性もある。そこで嶽麓肆(第九三簡)をみると、

□□罪而與郡縣道、及告子居隴西縣道及郡縣道者、皆毋得來之中縣道官。犯律者、皆……(……罪而與郡縣道、及び子を告して隴西縣道及び郡縣道に居る者は、皆な之を中縣道官に來たらしむるを得る毋し。律を犯す者は、皆な……)。

とあり、隴西の縣・道や、ほかの郡・縣・道に住む「告子」は「中縣道官」に入れないとあり、「中縣」は隴西より東をさす。また嶽麓柒(第一・三簡)には、「中縣」が陽平・東海・秦原・四川・東郡・叁川・

潁川・江湖・南陽・河内・九江、南郡・上黨・東故徼・衡山と併記されている。しかも嶽麓伍（第二九六簡）には、

●令曰「郡及中縣官吏千石下繇（徭）傳（使）、有事它縣官而行、聞其父母死、過咸陽者、自言□□□□」（●令に曰く「郡及び中縣の官吏の千石の徭使に下され、它縣官に事（つか）うること有りて行き、其の父母の死するを聞き、咸陽を過ぎる者は、自言……」と）。

とあり、「郡及中縣官吏千石」の者が出張中に父母の死を耳にし、その者が「咸陽」を通過した場合の規定がみえ、「中縣」と「咸陽」は書き分けられている。また嶽麓柒（第三一〇三三簡）に、

【中縣・它郡人爲吏它郡者、【得令所爲】吏郡黔首爲除質贖。屬邦與內史通相爲除。爲解爵者、獨【得】除質贖。令七牒請之。●

三（中縣・它郡の人にして它郡に吏と爲る者、吏と爲る所の郡の黔首をして爲に質贖を除せしむるを得。屬邦、內史と通じて相い除くを爲し、爲に爵を解する者、獨り質贖を除くを得。令七牒もて之を請う。●三）

とあり、「中縣」「它郡」に混じって「屬邦」「內史」の語がみえる。本簡は「黔首」の語を含む簡冊の一部と目されるが、「黔首」は統一秦の用語とは限らないので、本令の年代は特定困難である。注目すべきは「中縣」と「內史」とが區別されている点である。「內史」は一般に「故秦」「關中」「首都圈」等と譯されるが、「中縣」はそれと異なることになる。以上より、「中縣」は「隴西以東・函谷關以西に位置する特定の行政區畫（咸陽城を含む）」と定義できる。⁽⁴⁶⁾

ちなみに「新地」の對比的用語に「故徼」があり、たとえば嶽麓柒（第八五〇八六簡）に「河間故徼一歲」とあり、嶽麓柒（第八七簡）に「當爲新地吏若戍故徼」とある。「徼」は一般に國境の意とされ、「徼外蠻夷」の語も知られ、ゆえに「故徼」は「もとの徼」の意に解せ

る。ただし前掲例によれば、「故徼」は邊境に限らず、秦の中央地域にもある。これは秦の版圖が急速に擴大した時代状況を反映している。「徼外蠻夷」「道」「屬邦」の關係はなお判然としないが、ともかくこれより、「新地」と「中縣」と「故徼」も別々の概念であり、少なくとも統一期直前には「故徼」も政情不安の場所とみなされていたのであろう。

以上をふまえて前掲嶽麓陸（第二五二簡）をみると、それは「中縣」の問題學生を「遼東縣」に強制移住させる規定で、秦始皇二九年四月に「胡陽」に轉送されている。「胡陽」は武關以東に位置する地名である。⁽⁴⁷⁾すると秦始皇二九年四月に胡陽縣は、自らとは一見無關係の規定を中央から受けたことになる。事實、文末には「出廷丙廿七」とあり、直前の文章は本來、「廷」に關する「丙廿七」の「令」だった。すると前掲嶽麓陸（第二五二簡）は他郡の規定を自郡に準用した例ではないか。

嶽麓伍（第五三〇五五簡）も準用の例と思われる。

●定陰忠言。律曰「顯大夫有辜當廢以上勿擅斷、必請之」。今南郡司馬慶故爲冤句令、詐課。當廢官、令以故秩爲新地吏四歲。而勿廢、請論慶。制書曰「諸當廢、而爲新地吏勿廢（廢）者、即非廢、已後此等勿言」。●廿（二十）六（●定陰の忠言。律に曰く「顯大夫の辜有りて廢に當たるもの以上は、擅に斷ずる勿く、必ず之を請え」と。今、南郡の司馬の慶は故と冤句令爲りて、課を詐る。廢官に當たるも、令して故秩を以て新地吏四歲と爲さんとす。而して廢する勿ければ、慶を論ずるを請う。制書に曰う「諸を廢に當たり、而るに新地吏と爲りて廢する勿き者は、即ち廢に非ずして、已後此等は言う勿かれ」と。●二十六）。

整理小組によれば「定陰」と「冤句」は他史料にも散見する縣名で、「定陰」は「定陶」の誤りか。すると本令はもともと長江中流域に無關係であつたが、「定陰」縣令からの上言を受けて「制書」が下され、それが長江中流域にも擴大適用された結果と考えられる。これは文字更改を伴うものではないが、「新地」の含意は變化しており、すなわち「定陰」縣令の想定する「新地」と、嶽麓簡出土地の行政官の想定する「新地」とは、異なつていたと考えられる。

さらに嶽麓伍（第七三七五簡）は明白に準用の例である。

●泰山守言「新黔首不更昌等夫妻盜、耐爲鬼薪・白粲、子當爲收、被（彼）有嬰兒未可事、不能自食、別傳輸之、恐行死。議令寄長其父母及親所、勿庸別輸」。丞相議「年未盈八歲者令寄長其父母。親所、盈八歲輒輸之、如令。琅邪（琊）郡比」。●十三（●泰山守言「新黔首の不更の昌等の夫妻盜み、耐して鬼薪・白粲と爲し、子は當に收と爲すべくも、彼に嬰兒有りて未だ事うべからず、自食する能わず、別ちて之を傳輸せば、恐らくは行きて死せん。議して寄して其の父母及び親の所に長ぜしめ、庸して別かちて輸せしむる勿かれ」と。丞相議す「年未だ八歲に盈たざる者は寄して其の父母・親の所に長ぜしめ、八歲を盈たさば輒ち之を輸し、令の如くせよ。琅邪郡の比あり」と。●十三）。

これは、泰山郡太守から中央への上言をふまえ、丞相が發議をし、それを皇帝が認可し、「十三」に分類された規定である。本文によれば、泰山郡の「新黔首」の夫婦が竊盜罪を犯し、子と一緒に逮捕された。しかし子は幼く、自ら食事をとれないため、親と分けて護送すれば道中死ぬ可能性が高い。そこで泰山郡太守は兩親と子と一緒にしたいと上言した。すると丞相は、子が八歳未満なら兩親と一緒に、八歳以上なら別々にすべきだとし、それは「琅邪郡比」だとした。「泰山」は

舊魯地、「琅邪」は舊齊地に位置する。「比」は法制史料に散見する語で、從來一般には、「判例」を意味する名詞か、「何ものかに比較して處斷する」意の動詞とされてきた。^{⑤④}嶽麓簡には「它有等比」の語が散見し、歐陽氏や徐世虹氏は「他の官署が同様の情況に直面したときに、これに照らして處置すべきだ」と譯す。^{⑤⑤}沈子淵氏はこの譯を妥當として、先學が「比」を秦の「廷行事」や漢の「決事比」と混同している點を批判し、「律令」「行事」「比」を別々の法律形式とする。そして「最高統治者」が某判例（例）を別裁判に援用することを認める^{⑤⑥}と、その時點で「例」は「比」となり、法的拘束力をもつたとする。

以上によれば、統一秦では、舊齊地向けの規定が舊魯地に準用される場合もあつたことになる。しかもこの規定は故秦向けの律令を起點とするものではなく、ゆえにそれは非内史向けの規定にもとづいて後に内史向けの律令に更改が加えられる場合もあつた可能性を示唆する。そしてその文章が嶽麓簡に含まれ、嶽麓簡が長江中流域で出土したかもしれない以上、その規定は舊楚地にも援用された可能性があることになる。

おわりに

本稿では、戰國末期の秦の征服地に對する法支配について検討した。長江中流域では秦律令と郷俗との對立が先鋭化していたが、秦律令には柔軟性が残っていた。もとより秦では、故秦に對する律令制定が開始され、のちに他地域向けの律令作成も開始されたとおぼしいが、兩者の文の追加・更改はその後も持續し、前者を後者に準用するという單純かつ一方向的過程をとり續けたわけではなかった。むろん秦は、

實定法を優先する所謂法實證主義的立場にたち、法の執行を各地方官吏の裁量に全面的に委ねることはしなかったが、中央政府は某地域の判例をふまえて個別に法改正を行なうことがあり、それが後に別地域にも準用されることがあったのであり、ここに法治の柔軟性があった。こうした法治の起點には、單行法令たる「令」の存在があった。

「令」は、たんに時代順に無編集のまま保管されたわけではなかった。「令」は官署名、事項名、十千名別に分類・保管され、番號も付されたが、同一の令に官署名と十千名と番號が附される場合もあり、また甲に分類された令がのちに乙や丙に再編される場合もあるなど、分類方法は多元的で、その十千名や番號は必ずしも時系列順になっているとは限らなかった。こうして集積された秦の「令」は、それゆえ、唐律や唐令のごとき「法典」と同列視すべき性質を有していたわけではない。だが、そこに何らの編集の痕跡も見出さないとすれば、それもまた行き過ぎであろう。

かかる秦律・秦令には、單行法令としての性格上、「新地」向けや特定郡縣向けものが含まれ、それらは一般的な秦律令と區別されていた。編入直後の地域はまず「新地」とよばれ、一定期間を経過すると、そうではなくなる。つまり秦は、一元的法支配をすぐさま強引に全被支配地に貫徹させようとしたわけではなかった。むしろ秦は、舊魯地向けの規定を適宜舊楚地にも及ぼすといった形をとりながら、各地の地勢・習俗に最大限配慮した多元的法支配を試みた。そして必ずしも特定の年（秦王政二〇年）を轉換點とするのではなく、むしろ徐々に一元的法支配へ舵を切っていったのである。

注

- (1) 田中耕太郎『法家の法實證主義』（福村書店、一九四七年）。
- (2) 岸本美緒・羽田正・久保文明・南川高志『新世界史B（改訂版）』（山川出版社、二〇二〇年、七〇～七二頁）。
- (3) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた戰國秦の法と習俗』（『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』創文社、一九九八年、三六三～三九五頁）。
- (4) 工藤元男『法と習俗』（『占いと中國古代の社會』東方書店、二〇一一年、二三八～二六四頁）。
- (5) Ulrich Lau and Thies Stack, *Legal Practice in the Formative Stages of the Chinese Empire: An Annotated Translation of the Exemplary Qin Criminal Cases from the Yuelu Academy Collection* (Leiden: Brill, 2016): 11.
- (6) 大西克也「非發掘簡」を扱うために」（谷中信一編『中國出土資料の多角的研究』汲古書院、二〇一八年、三～三三頁）。
- (7) 陳松長「獄麓簡綜述」（『文物』二〇〇九年第三期）。
- (8) 朱漢民・陳松長主編『獄麓書院藏秦簡（壹）』（上海辭書出版社、二〇一〇年）、同『獄麓書院藏秦簡（貳）』（上海辭書出版社、二〇一一年）、同『獄麓書院藏秦簡（參）』（上海辭書出版社、二〇一三年）、同『獄麓書院藏秦簡（肆）』（上海辭書出版社、二〇一五年）、同『獄麓書院藏秦簡（伍）』（上海辭書出版社、二〇一七年）、同『獄麓書院藏秦簡（陸）』（上海辭書出版社、二〇二〇年）、同『獄麓書院藏秦簡（柒）』（上海辭書出版社、二〇二二年）。
- (9) 淺井虎夫「法經」（『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』京都法學會、一九一一年、一一～一五頁）。
- (10) 中田薫「支那における律令體系の發達について」（『法制史論集』第四卷、岩波書店、一九六四年、七四頁）。

- (11) 季助「雲夢睡虎地秦簡概述」(『文物』一九七六年第五期、一〇六頁)。
- (12) 古賀登「盡地力說攷——戰國魏の李悝の經濟政策——」(『漢長安城と阡陌・縣鄉亭里制度』雄山閣、一九八〇年、四一〜四三四頁)。
- (13) 大庭脩「雲夢出土竹書秦律の概観」(『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年、五九〜八四頁)、大庭脩「律令法體系の變遷と秦漢の法典」(『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年、五〜一九頁)。
- (14) 池田雄一「王室の家法から國家法へ——雲夢睡虎地出土の秦律——」(『中國古代の律令と社會』汲古書院、二〇〇八年、一九六〜二二九頁)。
- (15) 池田雄一「春秋戰國時代の罪刑法定化」(『中國古代の律令と社會』汲古書院、二〇〇八年、二九〜五〇頁)。
- (16) 堀敏一「中國の律令制と農奴支配」(『律令制と東アジア世界——私の中國史學(二)——』汲古書院、一九九四年、三〜三二頁)。
- (17) 滋賀秀三「法典編纂の歴史」(『中國法制史論集——法典と刑罰——』創文社、二〇〇三年、一五〜五五頁)。
- (18) 宮宅潔「漢令の起源とその編纂」(『中國史學』第五卷、一九九五年、一〇九〜一二九頁)。
- (19) 陶安あんど「法典編纂史再考——漢篇…再び文獻資料を中心に据えて——」(『東洋文化研究所紀要』第五一號、二〇〇二年、二六六〜二七〇頁)。
- (20) 廣瀨薫雄「秦代の令について」(『秦漢律令研究』汲古書院、二〇一〇年、七七〜一四〇頁)。
- (21) 廣瀨薫雄「秦漢時代の律の基本的特徴について」(『秦漢律令研究』汲古書院、二〇一〇年、一四一〜一七七頁)。
- (22) 富谷至「晉泰始律令への道」(『漢唐法制史研究』創文社、二〇一六年、一四〜一二二頁)。本論文の解釋は廣瀨說にきわめて近い。もつとも、富谷氏の同題論文(『東方學報(京都)』第七二冊、二〇〇〇年、七九〜一三一頁)は、少なくとも秦における律典の存在を想定し、この點は廣瀨氏に批判されている。また富谷至『木簡・竹簡の語る中國古代——書記の文化史——』(岩波書店、二〇〇三年、一二二頁)は秦漢時代の律令を「ファイル的編纂物」とし、廣瀨氏はそこから「編纂物」の語を削除すべきことを指摘している。だが富谷氏は二〇一六年の上記論文で、廣瀨氏の批判を引用せずに、結果的に廣瀨說に近い解釋を提示している。ゆえに兩者の學說史は少々複雑である。
- (23) 富谷至「中華世界の重層環節その第一幕」(『岩波講座世界歴史5 中華世界の盛衰』岩波書店、二〇二二年、三六頁)。
- (24) 水間大輔(書評)廣瀨薫雄『秦漢律令研究』(『中國出土資料研究』第一四號、二〇一〇年、二七八〜二八九頁)。
- (25) 工藤元男「内史の再編と内史・治粟内史の成立」(『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』創文社、一九九八年、二一〜五五頁)。
- (26) 江村治樹「雲夢睡虎地出土秦律の性格」(『春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、二〇〇〇年、六七〜七〇五頁)。裘錫圭「嗇夫初探」(『裘錫圭學術文集』第五卷、復旦大學出版社、二〇一二年、四四〜一〇六頁)も準用說をとる。
- (27) 森谷一樹「二年律令」にみえる内史について(『江陵張家山二四七號出土漢律令の研究』論考篇、朋友書店、二〇〇六年、一一七〜一三六頁)は張家山漢簡「二年律令」について検討し、改めて準用說を批判する。
- (28) 凡國棟「“聖令”新論」(『簡帛』第五輯、二〇一〇年、四五七〜四六六頁)。
- (29) 陳松長「嶽麓秦簡中的幾個令名小識」(『嶽麓秦簡與秦代法律制度研究』經濟科學出版社、二〇一九年、二五八〜二六五頁)、南玉泉「秦令的性質及其與律的關係」(『秦律研究』武漢大學出版社、二〇一七年、五

七〇五頁)。

- (30) 「廷」は一般に廷尉をさすといわれているが、「廷」字を冠する規定の内容は多岐にわたり、必ずしも廷尉の職掌と直接的には結びつかない。ゆえに宮宅潔「廷内史郡二千石官共令」(『嶽麓書院藏簡《秦律令》(壹)》譯註』汲古書院、二〇一三年、五一五〜五二七頁)は、「廷……共令」が事實上あらゆる令をさす汎稱と化していたとする。

- (31) 張家山第三三六號漢簡「功令」は、簡冒頭に「一」から「百二」の數字編號(非時系列順)が附され、簡末尾には十干編號も散見し、たとえば「十」簡に「乙」、「十四」簡に「丁」「卅」簡に「丙」の附記がある。これは前漢初期の例ではあるが、本稿の秦令理解と矛盾しない。荊州博物館彭浩主編『張家山漢墓竹簡(三三六號墓)』(文物出版社、二〇二二年)参照。なお律令の「章」や「篇」に関しては、陳偉「秦漢法律的編纂」(『秦簡牘整理與研究』經濟科學出版社、二〇一七年、一九〜一三四頁)、陳偉「秦漢簡牘所見的律典體系」(『中國社會科學』二〇二一年第一期、一〇四〜一二頁)、李婧嫻「簡牘所見秦漢法律體系研究」(『古代文化』第一六卷第四期、二〇二二年、八九〜一〇三頁)等があり、別途検討を要する。

- (32) 南玉泉注(29)前掲論文、王牧雲「從《嶽麓書院藏秦簡(伍)》看秦詔令關係」(『出土文獻與法律史研究』法律出版社、二〇二二年、四五〜五〇頁)。嶽麓簡公開以前の研究として張伯元「二年律令・津關令」與漢令之關係考」(『出土法律文獻研究』商務印書館、二〇〇五年、五〇〜六五頁)も詔と令を區別とする。

- (33) 楯身智志「置吏律」(工藤元男編『睡虎地秦簡譯注——秦律十八種・效律・秦律雜抄——』汲古書院、二〇一八年、二二七頁)で諸説を紹介している。近年さらに晏昌貴「睡虎地秦簡《十二郡》及其相關問題」(『秦簡牘地理研究』武漢大學出版社、二〇一七年、二二〜五八頁)、陳

偉「睡虎地秦簡《十二郡》及相關問題」(『秦簡牘整理與研究』經濟科學出版社、二〇一七年、九三〜一一八頁)が出された。

- (34) 于振波「秦律令中的「新黔首」與「新地吏」」(『中國史研究』二〇〇九年第三期、六九〜七八頁)。

- (35) 歐陽「嶽麓秦簡《毋奪田時令》探析」(『湖南大學學報』二〇一五年第二九卷第三期、二五〜三〇頁)。

- (36) 朱錦程「秦對新征服地的特殊統治政策——以《新地吏》的選用為例」(『湖南師範大學社會科學學報』二〇一七年第二期、一五〇〜一五六頁)。

- (37) 魯家亮「里耶秦簡所見秦選陵縣吏員的構成與來源」(『出土文獻』第一三輯、中西書局、二〇一八年、二〇一〜二二二頁)。張金光「秦制研究」(上海古籍出版社、二〇〇四年、八二九頁)は睡虎地第四號墓出土秦簡所見の「新地」に關して、つとにその地理的範圍は時代に應じて變化したとの見通しをしめしている。

- (38) 張夢晗「新地吏」與「爲吏之道」——以出土秦簡爲中心的考察」(『中國史研究』二〇一七年第三期、六一〜七〇頁)。

- (39) 張韶光「試論簡牘所見秦對邊緣地區的管轄」(『史學月刊』二〇二〇年第八期、一三〜二四頁)。

- (40) 陳光「簡牘所見秦新地統治政策——兼論秦朝驟亡的原因」(『古代文明』第一六卷第三號、二〇二二年、六六〜七二頁)。

- (41) 拙稿「文字よりみた中國古代における貨幣經濟の展開」(『中國古代貨幣經濟史研究』汲古書院、二〇二一年、一〇五〜一三七頁)。

- (42) 陳偉「秦簡牘校讀及所見制度考察」(武漢大學出版社、二〇一七年、一九〜二五頁)。

- (43) 『史記』卷六秦始皇本紀秦王政二五年條。

- (44) 宮宅潔編『嶽麓書院藏簡《秦律令》(壹)》譯註」(汲古書院、二〇二三年、七〇頁)。本稿のいう「京大班」は本論文をさす。

- (45) 『史記』卷七項羽本紀「關中」の『史記集解』「徐廣曰「東函谷、南武關、西散關、北蕭關」。
- (46) 『史記』卷七項羽本紀では、項羽は政敵劉邦を咸陽から追い出して巴蜀に封建するさい「巴・蜀亦關中地也」とのべている。
- (47) 王子今『秦漢稱謂研究』（中國社會科學出版社、二〇一四年、一〇～三〇頁）。
- (48) 歐陽注（35）前掲論文は「中縣」を「内史所轄縣道」とするが疑問。張韶光注（39）前掲論文は嶽麓肆（第五三～五七簡）に基づいて「中縣」の範圍を推測するが、京大班も指摘するように、嶽麓肆の第五三簡と第五四簡は繋がらない可能性が高い。
- (49) 『史記』卷八高祖本紀「乃以宛守爲殷侯、封陳恢千戶。引兵西、無不下者。至丹水、高武侯繆・襄侯王陵降西陵。還攻胡陽、遇番君別將梅鋗與皆降析・鄴。……八月、沛公攻武關入秦」。これは高祖劉邦が秦都咸陽へ進撃したときの記事で、劉邦は宛までゆき、西陵・胡陽等を陥している。その後、劉邦は武關を陥して「入秦」している。
- (50) 滋賀秀三「法典編纂の歴史」（『中國法制史論集——法典と刑罰——』創文社、二〇〇三年、四三頁）。
- (51) 歐陽「嶽麓秦簡所見秦比行事初探」（『出土文獻研究』第一四輯、二〇一五年、七〇～七二頁）、徐世虹「決事比・廷行事・比行事」（『出土文獻與法律史研究』第一〇輯、二〇二一年、一二～三二頁）。
- (52) 沈子淵「嶽麓書院藏秦簡所見秦比」淺説」（『荆楚學刊』第二三卷第一期、二〇二二年、八五～八九頁）。

〔附記〕本稿は、口頭報告「秦による楚地支配と被征服民」（日本中國學會第七四回大會（二〇二二年一〇月九日、於早稻田大學））に基づくもの

で、JSPS科研費JP21K00913による研究成果の一部である。